

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
電波遮へい対策事業	(公社)移動通信基盤整備協会	128,310,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成25年7月4日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業	(公社)移動通信基盤整備協会	703,920,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成25年7月8日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業	(公社)移動通信基盤整備協会	414,247,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成25年7月9日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

電波遮へい対策事業	(公社)移動通信基盤整備協会	700,350,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成25年7月19日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業	(公社)移動通信基盤整備協会	470,999,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成25年12月24日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。